

## 会議録

- 会議の名称：近江八幡市文化振興に関する条例等検討委員会 第1回
  - 開催日時：平成25年5月24日（金）10:00～12:00
  - 開催場所：近江八幡市役所西別館第6会議室
  - 出席者：
    - （委員） 石丸委員、岡本委員、城念委員、随井委員、津村委員、徳山委員、  
中江委員、中川委員、三村委員、吉井委員、吉田委員
    - （事務局） 総合政策部文化観光課 木俣次長兼課長、亀岡課長補佐、首藤副主幹
  - 欠席者：
    - （委員） 秋村委員、岡委員、久保委員
- 

### 第1回 次第

#### 開会

1. 挨拶
2. 委嘱状交付
3. 委員長の選出
  - 近江八幡市文化振興に関する条例等検討委員会設置要綱・委員名簿
4. 協議事項
  - ①検討委員会の趣旨について
  - ②現在の状況について
    - 他自治体の内容事例
    - 条例項目対照表
  - ③今後のスケジュールについて
    - 月次進行案
5. その他
  - 次回の予定など

#### （資料）

- ・近江八幡市文化芸術振興基本計画（旧近江八幡市、平成19年3月）
- ・安土町文化条例（旧安土町条例第5号、昭和60年3月）
- ・文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号、平成13年12月7日公布）
- ・滋賀県文化振興基本方針（滋賀県、平成23年3月）
- ・滋賀県文化振興条例（滋賀県条例第55号、平成21年7月23日公布）

---

【会議詳細】

- ・開会あいさつ
- ・委嘱状の交付
- ・検討委員会設置について：事務局より説明
  - 組織の確認・・・委員会設置要綱 第3条
  - 委員長の選任・・・中川委員
  - 副委員長の選任・・・津村委員

- ・以下進行は委員長

(委員長) 次第1の検討委員会の設置と趣旨について事務局から説明してください。

(事務局) 資料「文化振興に関する条例・計画等を検討する趣旨について」を参照ください。他の自治体の条例には前文が付されているものがある。それに近い形で書かせていただいた。

平成13年国の文化芸術振興基本法が施行され、各自治体も取り組むように法律の中で定められ、条例や基本計画の整備がすすめられた。旧安土町では早く昭和60年に文化条例をもち、旧市では平成19年に文化芸術振興基本計画を定めていました。この委員会では新市として条例の整備をするため、皆さんにお願いをさせていただいた。なお、対象とする文化の範囲については、資料に挙げたようにこの領域として4つを目安としてあげているが、文化という概念には難しいところもあるので、このこと自体についても意見を頂戴したい。また、条例の中で基本計画をもつこと、それは来年度よりの10年間を目安とした施策展開ということで検討していただきたい。

(委員長) ご意見はありませんか。

(委員) (特に意見なし)

(委員長) それでは、協議事項②現在の状況について、他自治体の条例等について事務局から説明してください。

(事務局) 資料の安土町文化条例、旧市の文化芸術振興基本計画等を参照ください。

他市の条例の条文をみると、多くのところで次のような項目がもりこまれている。A4資料のとおり、目的、基本理念、市・市民・事業者等の役割、基本計画等、文化振興の各種施策、財政上の措置、顕彰制度、推進体制、審議会等の設置である。本市の場合は、まず条例を備えてその中で具体的な施策を展開するための基本計画を定める方向を想定している。旧近江八幡市の場合、条例の制定なしに計画の策定を行ったという経緯がある。その基本計画の中では条例の制定も考えるということになっていた。計画15ページの推進のしくみに「基本条例の制定に向けて取り組みをすすめます」とあるので確認ください。安土町文化条例では、近

年の文化関係の条例にあります項目が基本的には含まれているとみうけられる。他の自治体の事例では、具体的施策の展開は、基本計画（基本方針、文化政策ビジョン）の中で、ある程度年次計画を伴った取り組みの目標、仕組みがかき込まれることが多い。その場合、以下のような内容がもりこまれている。

1. 市民の文化芸術活動の充実、2. 子どもや青少年が文化芸術にふれる機会の充実、3. 文化関係団体との連携、4. 地域の文化芸術の振興を担う人材の育成、5. 情報の収集・発信。

これまでに制定されたなかで、8つの自治体の条例について、項目比較のために一覧表にしたものがA3の資料である。これによっても、旧市の計画にはおよそ必要な項目は収められているが、旧の近江八幡で定められた計画であるので、現在の合併を経た近江八幡市域に、より相応しい内容の深まりが必要と考える。そのあたりをこの会議の中で、委員の皆様の考えを承りたい。

(委員長) ありがとうございます。今説明頂いたことを確認していく。

ひとつは、旧近江八幡市では条例はなかったが、計画はつくっていた。安土町は、基本計画はなかったが、具体的な条例があった。しかし合併してから、両方共が失効しているので、条例をつくって計画を設けるという作業が必要なのではないかということからスタートしていく。そこで、この条例がどのような形であるべきなのかということであるが、旧市の文化芸術振興基本計画の中の基本方針の中に、だいたい条例で盛り込むべき種類が述べられている。この方向に沿って、うっすらとした条例をつくるほうが良いのではないかという気がする。个性的かつ能動的・行動的な計画を、条例を受けてつくっていくということで、計画の方に送り込んでいく方が良いのではないか。一枚もののA3資料にあるが、施策等のところを参考としながら進めていけばよいのではないか。

この委員会で、条文をひとつひとつ書き起こしていくというのは時間的に難しい。みなさんにいただいたご意見を一回一回蓄積していき、次のステップで活かせるものは活かす。具体的な部分は計画サイドで議論していくということで進めてよろしいか。

それでは、委員全委員に順に発言をしてもらいたい。

(委員) 確かに両方ともきちんとしたものである。旧近江八幡市の計画は国の法律の後につくられた。安土町の条例は非常に具体的で、安土地域の歴史的なものを踏まえている。法律ができる前に个性的になさっている。委員長が申されたように、計画の方に具体的な部分をとる。条例にあまり細かく書くと、それをやるだけで大変になると思う。

(委員) このような会議に初めて参加する。旧市計画にだいたいのことはこれに網羅されていると思うので、まだ具体的には まだ発言できないがよろしくお願いします。

(委員) 安土町の文化条例は昭和60年からというもので、ある種、格調高い立派なものが

できていたと思う。旧近江八幡市の基本計画は非常にわかりやすく具体的に書いてあるので、これが融合され、歴史的な部分のふくらみをもったらと思う。地域の皆さんも合併後何が大事かなというものにつながっていくと思う。

(委員) 文化協会のほうの担当をしている。よろしくお願いします。

(委員) 安土も近江八幡も歴史的背景の深いまちがある。条例のことは難しいですが、これをきっかけに少しでも頑張りたいと思います。

(委員) 思いつくところは 2 点ぐらいある。まず、本市の歴史的資産、遺産を確実に語りついでいくとくことを条例に入れる。もう一点は、20 年来地元を離れ、3 年前に帰ってきて感じることは、旧来の近江八幡市の住民の方と、新しくこちらへ入ってこられた方とあるので、文化芸術を通じて一体感を出す中で、経済的な発展や、新市の発展をふくめて、まち全体が活性化していくという施策が基本ベースにあれば理解しやすいし、後世につながっていく伝統ができていくと思う。

(委員) 合併して、伝承文化のつどいというのかかわってきたが去年までで 3 回実施した。どのようなものをするかということで、地域の伝統文化を発表してきた。去年は老蘇地区で行ったが今年はどういったものをするか、自分らの知らない気づきもあり伝統文化の継承をしていきたい。

(委員) 安土は文化条例が昔つくられ、その中身についてはあまりよく知っているわけではなかったが、文化協会の活動する中で、抑えられた内容でもなく、かえって私たちは動きやすいところがあった。文化資産の継承と、活動しやすい条例になっていけばよいと思う。

(委員) 条例は施策を謳うものであって何に基づいて行うという、参画しやすいものとした条例でよい。行動計画につきましては、ある程度、市民が責任を持ってやる個別のこと、組織のことまでふみ込む。5 年、7 年でここまで進めていくのだというところを数値化できればと思う。今後、議論の中で具体的になっていけばよい。

(委員) 文化というのは幅が広い。今、生活している我々の継続性、近江八幡市として、どういう形で市民にどれだけ潤いを持っていただけるか。時間軸をいれながら、なおかつ現代に合わせた幅広いものをいれたい。

(委員長) ありがとうございます。いただいたご意見の大筋ですが、条例はできるだけほっこりしたものがいい。条例を受ける計画をどれくらいの計画にするのか、項目については議論が必要ということですね。そこで提案ですが、条例については、事務局にその都度、現時点の原案をだしていただいて、それをもとに議論した方が効率的であると思うがよろしいか。構成については、前文、目的、定義、基本理念など、このフレームにそって条文を作成していただくのでよろしいか。その中の施策等のところの位置づけをどうするか。その中でこういう計画であってほしいなという部分も記載する。条例の中でどういうふうに頭出ししたらいいかということです。

計画は、あくまで条文にこだわることなくできる。私の勝手な思い込みでおしかりを受けるかもしれないが、旧近江八幡市の計画がここにあるので、加工修正を加えればできるのではないかと考えます。加工修正では、安土に大切な伝統や歴史資産などがあるので、うまくジョイントさせていくことで、条例、計画はできる、そういう方向で、市の庁内のワーキンググループの方で検討していく。その作業を開始して差し支えないのではないかと。重ね合わせるのに一番いい材料は、旧安土町の条例がある。この条例の精神をもりこんでいけば、かなりしっかりしたものができると考える。ここまではご承知おきいただけますか。

もうひとつ、この安土町の文化条例は昭和 60 年（1985 年）に作成で、国の文化芸術振興基本法ができるまでに制定されたもので、非常に個性的です。全国でこのような文化条例は無かったと思う。しかし内容は、都市計画、まちの景観、歴史計画などに特化しているところもある。今日でいう芸術文化や、生活文化にまで活性化をもたらそうという、いわゆる文化条例の範囲からみると個別的にすぎるといえる気がする。近江八幡市においては、都市計画、景観関係の条例は既にあるので、そちらで受けられる、シフト可能と思います。都市景観関係をぬくと、文化財・文化資産の活用があり、ここで活かされるかどうかになりますが、この計画の中でも受けることはできるでしょう。

さて、なぜ文化条例がいるのか？という根本的な議論があります。国の文化芸術振興基本法があり、その中に地方公共団体の責務が書かれているのにもかかわらず、なぜ自治体に条例が必という議論が少なからずある。これは大きな間違いで、あの法律は、文化庁の仕事のための法律であり、地方公共団体のための法律ではないのです。地方公共団体は国と連携しつつやってくださいと書いていますが、新地方自治法（2000 年 4 月）の精神から言いますと、自治体は、主体的かつ自主的にと言っているわけですから、国に連携する責任も何もありません。あれは、お願い事項である。自治体がおこなっている文化施策は、全部、自治義務です。委任（受託）事務と違って、自治事務については、条例を制定しないと実施根拠がない。文化施策の大半は自治事務ですから、条例がないと、単年度の予算を慣例的に承認をもらって行っていることの繰り返しになる。議会がこんなこともう止めたらというと予算がつかない、また首長が選挙で変わるたびに、こんなことしたいと言った思いつきがそのまま通ってしまうということがおこり得る。それでは、安定的な文化施策を行うことはできない。その反省から、自治体の文化条例がつくられるようになってきた。政治からの中立性、安定性を確保することと、経済的変動の浮き沈みから、文化施策を守るために条例がいるのだということを理解いただきたいのです。滋賀県でも文化条例ができています。府県レベルではそれに先立って大阪府でも文化条例ができています。現状のトップは静岡県。条例があったために、知事の思い付き、独断にブレーキがかかったという事例も

ある。大阪府の前知事は、〇〇は廃止だといろいろとおっしゃったが、全部その通りにはなったわけではない。その理由は、大阪府文化振興会議に諮ってその上でやらないといけないという定めにもかかわらず、諮っていなかった、条例違反だということで歯止めがかかった。自治体条例が、政治の独走に歯止めをかけたということです。条例というのは、団体意思である。首長は勝手にすることはできない。行政と市民との意思をあわせたものが計画。条例がないとふらつきが激しい。そういう意味でも大切な条例をつくると考える。

みなさんから何か発言はありますか。なければ、次に今後のスケジュールについて事務局から説明してください。

(事務局) それでは、表形式になっている月次進行案をご覧ください。上の段に条例の流れ、以下、作業及び行事、議会関係日程等を記載している。委員会を来年の春までに京を含めて 5 回開催を想定しており、検討いただく内要項項目を記載している。11 月までに 4 回検討委員会を開催する。条例を定め計画を作っていくにあたり、内容項目の充実をはかるためのワーキングの作業を並行して進める。作業内容は各回の会議に反映させるようつとめる。条例案作成後のパブリックコメントにおいて活発な意見が出ることを期待して、市民に呼びかけ、文化振興フォーラムを 8 月に開催予定である。その後、パブリックコメントの実施、コメントに対する処理を行い、11 月頃に法規審査委員会の審査の上、12 月議会上程することとしている。現在予定している条例案では、審議・指導する組織として、仮称ですが文化審議会を設ける予定でいるので、11~12 月に審議会設置準備を進める。なお、作業としてワーキングに重点がうつっていくこととなります。秋から冬にかけては基本計画のづくりこみになると思います。また文化審議会が発足をされると、基本計画の内容について審議会でも審議をしていただくこととなります。それにあわせて来年春に、計画についてのパブリックコメントを行い、基本計画の策定とその周知のために行事を何らかのかたちで開催を考えます。

今回の第 1 回は、計画現状の確認と、条例項目の検討です。次回、第 2 回の会議から条例条文の検討にうつり、あわせて、条文に見合う計画内容の盛り込みについて討議をお願いします。次回からの 2 回の会議をもって、パブリックコメントにかけられる条文に仕上げる。第 3 回会議後、パブリックコメントを実施し、意見を踏まえた内容に修正したものを第 4 回会議で検討をお願いして、法規審査・議会上程に見合う条文にまで整える。並行して進める基本計画の内容については、この会議、審議会をうけて確定させていきますが、年明け、4 月頃には、基本計画の内容に中身を絞って最終の検討委員会として開催したいと思っています。

(委員長) スケジュール案についてご質問はありますか。

(委員) 提案では、6 月に始めるとすると 1 カ月しかないが。かなり全体像が分かるような形で条例、条文の素案をつくるとなると 2 ケ月はいるのではないか。7 月という

のは事務局として頑張ってもらってもしんどいのではないか。

(事務局) 目標であるのでこれに沿って進めたい。おっしゃるように十分な期間があればそれだけ充実したものができるかもしれないが、できる限り計画に沿って進める。

実際には作業の中で少し時間を必要とするかもしれないが、この計画で進める。

(委員長) 事務局に頑張ってもらおう。目標は12月議会だが、ずれたら3月がある。

(委員) 私も含めて、委員は内容的に十分に考えてこななければならない側面があると思う。

委員会の前には、先に素案を送っていただきたい。構想を練ってこななければならないので、委員会に出す案の案でもよいので早めにお送りいただきたい。

(委員長) おっしゃるとおり、次回、条文検討に入るので、当日に見るのでは議論できない。事務局は、事前に資料は1週間くらい前には届くようお願いできますか。

(委員) 1週間前など期日を名言しておくように。

(事務局) 1週間前に出します。

(委員長) また条例は、計画ではないので、細かくしすぎるとあまりよくない。市民のかたには誤解されるむきもあるが、事業イメージの細部まで条例で縛っておきたいと思われるが、それで条例をつくと意外と早く死んでしまう。むしろ、努める、頑張るとある方が事業はしやすい。大事なことは、計画を作らないとだめですよというように、条例で計画を義務付けることです。むしろエネルギーを計画の方に意識された方がよい。多くの自治体は、文化振興基本計画を先に作って、条例なしでやってきたが首長が変わるとだめになる。本来は、条例があって計画をつくる。近江八幡も先に計画を作ったというコースにいきかけていたが、合併によってこのように進めることとなった。むしろ安土の条例は計画的で、具体的であったようです。ここで本日は終了ですが、次回について事務局からどうぞ。

(事務局) 次回、7月中旬に開催したい。(一調整一) 次回は7月17日(水)19時～。

以上